

大崎町生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの自己処理を促し、ごみの減量化、資源化を推進することや地区自治会に対し、ごみの集積所におけるごみの飛散防止やごみ収集時の効率化を図ることを目的とし、予算の範囲内において補助することについて、大崎町補助金等交付規則（昭和56年大崎町規則第10号）に定めるもののほか、交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「生ごみ処理機」、「ごみステーション」及び「分別容器類」とは下記のとおりとする。

- (1) 「生ごみ処理機」とは、家庭から日常的に生じる食べ残し及び調理くず等の食品廃棄物を電力等による加熱乾燥及び微生物の働き等により減量化、資源化させる機器等（ディスポーザー及び環境衛生上支障を来すものを除く。）をいう。
- (2) 「ごみステーション」とは自治会が管理するごみ集積所であって、ごみ収集車のごみを収集するまで一時的に保管をする容器をいう。
- (3) 「分別容器類」とは、生ごみ分別容器、ごみ袋ハンガー等分別によりごみ減量化を促進する容器等であり、町が廃棄物処理を委託する事業者等が推奨し、販売するものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次のうちいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般家庭で使用するために市販の処理機を購入した者で、町内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) ごみステーションを管理する大崎町内の自治会組織
- (3) 大崎町一般廃棄物処理業許可事業者又は、町が廃棄物処理を委託する事業者等

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費について、生ごみ処理機の購入に要する費用（本体価格をいう。）は、本体価格40,000円以上（消費税額、中古品、工事費、配達料その他処理機本体以外のものに係る金額を除く）のものとし、大崎町内の販売店で購入したも

のとする。また、細菌その他の生物の活動を利用して減量化、資源化させる機器に関しては、本体価格5,000円以上（消費税額、中古品、工事費、配達料その他処理機本体以外のものに係る金額を除く）とする。

2 補助金の交付対象となる生ごみ処理機の台数は、1世帯当たり2台までとする。ただし、生ごみ処理機購入後5年を経過しての買換えは、この限りでない。

3 ごみステーションの保管庫等に関しては、鋼製ごみ籠1基当たり20,000円以上（消費税別）、木製ごみ籠1基当たり10,000円以上（消費税別）、紙類保管庫1基当たり40,000円以上（消費税別）のものとする。

4 分別容器類に関しては、生ごみ分別容器（単純ペール型、水切り型）及びごみ袋ハンガー（2連式、3連式）について、次条第3項に定める販売額（税込み）のものとする。

（補助金の額）

第5条 生ごみ処理機については、1台につき本体価格の2分の1とし、限度額は、1台当たり20,000円とする。ただし、算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 ごみステーションについては、次のとおりとし、それぞれ算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 鋼製ごみ籠については、1基当たり20,000円以上（消費税別）の場合10,000円／基補助する。

(2) 木製ごみ籠については、1基当たり10,000円以上（消費税別）の場合5,000円／基補助する。

(3) 紙類保管庫については、1基当たり40,000円以上（消費税別）の場合20,000円／基補助する。

3 分別容器類については、次に定める額を販売額として固定し、仕入れの差額を超える部分（以下、原価分という）について予算の範囲内で販売した台数分を町が補助する。ただし、算定した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 生ごみ分別容器（単純ペール型、水切り型）については、一律1,000円（税込販売額）を超える原価分を補助する。

- (2) ごみ袋ハンガーのうち、2連式のものは1,500円（税込販売額）及び3連式のものは2,000円（税込販売額）を超える原価分を補助する。

（補助金の交付申請及び請求）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、大崎町長に提出しなければならない。ただし、分別容器類については、この限りではなく、第2条第1項第3号の事業者が一括して申請できるものとし、販売後の領収書の写しを添付するものとする。

- (1) 購入後の領収書又は保証書の写し
- (2) 自治会の保管庫等に関しては、設置後のごみステーション写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 町長は、前条の申請に基づき補助金を交付すると決定した者に対しては、生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、生ごみ処理機等購入費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、それぞれ通知する。

（支払）

第8条 町長は、第6条に規定する申請書兼請求書を受理したときは、請求日から起算して30日以内に申請者に当該補助金を支払うものとする。

（責務）

第9条 交付決定者は、生ごみ処理機等を適正に維持管理するとともに、町長から使用状況等についてのアンケート、電話調査等を受けた場合はこれに応じるものとする。

（返還）

第10条 町長は、補助金の交付を受けた者が偽りその他不正な行為により交付を受けたと認めるときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（調査）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、ごみの減量を推進できるよう、生ごみ処理機等の設置状況及び使用状況を調査し、助言することができる。

(その他)

第12条 この要綱の定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別記 第1号様式（第6条関係）

年 月 日

大崎町長 様

住 所
自治会名
申請者 氏 名
電話番号

生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書兼請求書

生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請（請求）します。

記

交付申請額	円（税込み）		
購入（設置）製品名等 （ごみ籠，紙保管庫は省略可）	製品名等		
	メーカー名		
	型 式 番 号		
購入（設置）業者名			
購入（設置）金額	円（税込み）		
過去におけるこの要綱による補助金の交付の有無	有 ・ 無		
	有の場合：交付決定日		年 月 日

※購入（設置）が複数ある場合は、その合計額を記入。

・添付書類

- （１）購入後の領収書又は保証書（受付確認印後副本）
- （２）自治会の保管庫等に関しては、設置後のごみステーション写真
- （３）生ごみ処理機に関しては仕様書（カタログ等）及び保証書の写し
- （４）その他町長長が必要と認める書類

・振込先口座（申請者本人の口座を記載してください。）

金融機関名		支 店 名								
預 金 種 別	普通・当座	口 座 番 号 （右詰め）								
フリガナ										
口 座 名 義										

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

住 所
自治会名
申請者 氏 名
電話番号

大崎町長

生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記により交付が決定したので、
生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第7条の規定通知します。

記

交付決定額 金 円

その他

1 支払

請求日から起算して30日以内を当該補助金を支払予定としております。

2 責務

交付決定者は、生ごみ処理機等を適正に維持管理するとともに、町長から使用状況等
についてのアンケート、電話調査等を受けた場合はご協力をお願いします。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

住 所
自治会名
申請者 氏 名
電話番号

大崎町長

生ごみ処理機等購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記により理由により不交付することに決定したので、生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

理由

別記第 1 号様式（第 6 条関係）

第 2 号様式（第 7 条関係）

第 3 号様式（第 7 条関係）